

第五回國會 建設委員會會議錄第十七号

昭和二十四年五月十二日(木曜日) 午前十時四十三分開議

出席委員

- 委員長 淺利 三朗君
- 理事 江崎 眞澄君 理事 鈴木 仙八君
- 理事 内藤 隆吉君 理事 前田榮之助君
- 理事 村瀬 宣親君 理事 池田 峯雄君
- 理事 天野 久君
- 天野 公義君 宇田 恒君
- 大西 弘君 越智 茂君
- 瀬戸山三男君 高田 彌市君
- 田中 角榮君 飛嶋 繁君
- 松井 豊吉君 三池 信君
- 宮原幸三郎君 上林與市郎君
- 増田 連也君 笹森 順造君

出席政府委員

- (海上保安廳) 須田 曉次君
- (建設政務次官) 内海 安吉君
- (建設大臣官房長) 澁江 操一君
- (建設事務官) 中田 政美君
- (総務局長) 中田 政美君
- (建設事務官) 財津 吉文君
- (都市局長) 目黒 清雄君
- (河川局長) 目黒 清雄君
- (建設政務官) 武藤 勝彦君
- (調査所長) 武藤 勝彦君
- (建設技官) 武藤 勝彦君

委員外の出席者

- 専門員 西畑 正倫君
- 五月十二日 委員今村忠助君辞任につき、その補欠として天野公義君が議長の指名で委員に選任された。

五月十一日

庶民向け住宅建設促進に関する陳情

第一類第十六号 建設委員會議録

書(愛知縣知事青柳秀夫君)(第四四七号)

國営工事分担金に関する陳情書(神奈川縣議會議長加藤詮)(第四四八号)

住宅建築用資材確保に関する陳情書(愛知縣知事青柳秀夫)(第四四九号)

國道十八号線島根区内舗装の陳情書(島根縣議會議長恒松安夫)(第四五五号)

災害復旧工事費國庫補助等の陳情書(山梨縣議會議長沼熊太郎)(第四六四号)

庶民向け住宅建設促進に関する陳情書(兵庫縣知事岸田幸雄)(第四七七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

- 水防法案(内閣提出第一四〇号)
- 建設業法案(内閣提出第一四八号)
- 屋外廣告物法案(内閣提出第一七三号)
- 測量法案(内閣提出第九一号)(予)
- 建設省の機構改革に関する件

○淺利委員長

これより會議を開きます。測量法案を議題といたします。本案は現在予備審査中であります。質疑に入ります。質疑の通告があります。村瀨委員。

○村瀨委員 測量法案の根本につきましては、海上保安廳の方からお見えになりましたときにお尋ねしたいと思っております。それまでに、やがて見える所でありますから、各條文につきま

して明らかにしていただきたい点を伺つておきたいと思つております。

第四十條と第四十七條との問題であります。ここに「測量計画機關は、公共測量の測量成果を得たときは、遅滞しなければならぬ」とあるのであります。供出の基礎になります農地の測量あるいは山林、林野十箇年計画等に伴う林野測量にあたりましては、この規定を嚴重に適用するといつても、非常な煩雜となりまして、事実上実行が不可能となる場合もできるのではないかと思つております。これにつきましては、四十七條を見ますと「小道路、建物又は宅地若しくは小農地の境界若しくは面積の測定のため等の局地的な測量には、この法律を適用しない。」とあるのであります。小農地、小道路の境界を明らかにしていただくならば、この四十條の今申しした農地の測量もおのずから氷解するのではないかと思つております。この二点を伺います。

○武藤(勝)政府委員

農林省等を出しております農地あるいは山林等の測量の件数は非常に多いのであります。多くはごく狭い地域の測量でありまして、しかもそれが各地にばらばらになつております。たとへて言いますと、農地といつても一反歩よりもつと狭いものもかなりあるといふことでございます。一反歩だけでなく、たとへば五町歩、十町歩というようなものでありまして、この程度の測量を基本測量の標石

に連絡いたしますことは、技術的に申しましてかなりの困難がございます。

それと同時に面積測量そのものの費用は大してかからないと思つております。これを基本測量の位置につなぐために相当の経費を要することになります。それでこれを実施する方に対しまして、相当な経済的負担を與えることになりまして、しかもその結果はどうかと申しますれば、それを利用する面は比較的多いとは考えられない。従いまして、こういうような農林省で現在やつておりますあの程度のものは、私どもの方といたしましては、この法律の對象とできないのではないかとこの意見を述べさせていただきます。しかしながら今この點について申しますが、測量面積がだんだん廣くなつて参りますと、すでに設けてあります地理調査所の標石といふようなものが幾つも測量地域の中に含まれて参ることになります。こういう方がむしろいいのではないかと。それで道路に關しても同じようなことは言われるのであります。標石の幾つかをその測量に利用することができるといふ長いものになつて参りますれば、これはむしろ利用した方が有利になると思ふ。しかし標石は現在一里間隔くらいに置いてあります。従つてその程度の道路のようなものであります。これならば、その石を利用するために、これは相當な特別な金を支出しなければならぬやうなことになるのであります。受益者に経済的な負担を負擔せ

ことになつて参ります。従つて村道とかそれ以下の道路のようなものは、この對象とすることが、できないのではないかと考えております。

ついでにもう少し述べさせていただきます。法律から除外いたしました。これは決してこれらの測量が不確かなものであつていいと考へておるのではないのであります。こういう測量でありまして、実施する方が御希望でありましたら、それに対して十分な技術的な助言を與えることはできるのであります。わが國の地積測量の結果がきわめて不確かなものであるといふことは、一般に認められておるところでありまして、このためにこうなつておる不便も多しに聞いております。それで現在やつておられますやうな個々ばらばらな測量は、できるだけ早い時期におやめしていただいて、全國的な統一ある地積測量が一日も早く実施されることを、技術者としては希望しているものであります。こういう測量が実現されますと、その測量に対しましては、この法律は技術的な根拠を與えることとなるのであります。

○村瀨委員

四十七條の小道路の意味は村道程度というお答えがあつたのであります。町村道といつても幹線で非常に重要な所町村道になつておる所もあるものであります。むしろ縣道以上の大事な場所も残つておると思ふのであります。この四十七條の小道路は一律に村道以下を意味するとし

第十七号 昭和二十四年五月十二日

やくし定規に考えてよろしいのであります。それから小農地の説明をもう少しはつきりしていただきたい。先ほど五町歩云々という話もありました。ここに四十七條に意味します小農地の定義を、末端の市町村の役場の吏員にもわかるように御説明が願いたいと思ひます。

○武藤(勝)政府委員 ごもつとも御質問でございます。小道路のことでございますが、これは御質問されたように、町村道にしましても非常に最近重なるものがございます。まだ私、道路の方の法律はよく存じていないのであります。縣道とか、そういうものには、準ずるような道路があるのではないかと存するものであります。そういうものは当然その中へ含めた方がよろしいと思ひます。それから小農地でございますが、これは単に技術的の観点からでございますが、一里四方を含むとか、それ以上相当廣汎な面積を包括する測量はこの法律の対象としてもさしつかえないのでございます。

○村瀬委員 次に第五十條、第五十一條であります。測量士、測量士補の規定がこれによつて定められてあるものであります。いわゆる農業関係の測量、これは供出の苦情を防ぐ意味におきまして、今が國で一番先にやり遂げねばならぬ大事な測量だと思ひてあります。農業関係の測量は大體實際に當つておる者はどうしてやつておるかといふと、農学校を出たような人が多いのであります。測量をいたしますと同時に、作物も見てまわるといふ一挙兩得の方法をとつておるのが多いのであります。そういういたしますと、この五十條、五十一條にはつき

り定められました測量士、測量士補の資格は、そういう人では得られない。従つてこれらに該当する農業方面の測量に當つております資格者はきつめて少いことになるわけでありませう。事業遂行の上、あるいは支障を來たすようになるのではないかとのおそれもあるものであります。これらの点に對してはどういうふうなお考えでありますか。

○濹江政府委員 お答えいたします。先ほどお答え申し上げましたように、測量士並びに測量士補の制度というものは、公共測量以上の測量に従事する者に対する一つの資格の條件を定めおるわけでございます。従ひまして御質問の点は、そういう農地の測量が公共測量に入るかどうかということによつて、たゞいま御意見のありましたような技術者がはたして従事できるかどうかといふ問題が出て来るわけでありませう。先ほどお答え申し上げましたような小農地の測量の技術に従事するに關する限りは、測量士並びに測量士補のこの法律で要求している資格は必要はないといふことになるのであります。

○村瀬委員 次は第五十六條でございます。五十六條に測量審議会の委員が規定されてありますが、この委員の中には測量士の代表者を必ず入れるといふお考えはあるのでありますか。

○濹江政府委員 測量審議会の委員の構成は、五十六條に規定してあります。技術に關係ある学識経験者の中から選定することになつております。従ひまして測量士、測量士補の資格を有する人が当然学識経験者の中に入つて来るかと考えますので、当然そ

ういふ専門の分野から選ばれることも想定されておるわけでありませう。

○村瀬委員 私のお尋ねいたしましたのはそういう意味ではないのであります。技術に關し学識経験のある者のうちでありますから、測量士が入つて来るのはこれは当然と思ひるのであります。測量士並びに測量士補というものの一團があるわけでございます。それから、その代表と言ひまするか、推薦母体、もう少し言ひまするならば、これらの委員を單に建設大臣がただ任命するという御方針であるか、少くも測量士の一つの總意をしんじやくして、單にその人が測量士であるからという意味でなしに、測量士の代表というふうな意味で、必ずお入れになる御意思があるかといふ点をお伺ひしたいと思ひます。

○濹江政府委員 實は測量士あるいは測量士補という制度が、この法案が通りますれば確立するわけでございます。今お述べになりましたような測量士あるいは測量士補に關する組織、全体的なそういう資格のある者をもつて構成する組織といふものは、現在ないわけでありませう。もしそういう組織ができれば、しかもこれが特定の人を推薦するといつたような事態がございませうれば、その点をしんじやくいたしまして、建設大臣が任命するといふことも当然考へてさしつかえないかと思ひます。

○村瀬委員 次に御質問いたしたいと思ひますのは、この法案を通過いたしましたこと考へたことでありませう。陸上における湖沼河川の深淺測量等もこれによつてやることになるのであります。か、本法の適用範囲に入れるといたし

ますならば、それに対する規定をどこに入れておく必要はないのであります。よろか。

○武藤(勝)政府委員 この法律は土地の測量を考へたのであります。土地は、これは土地といふものは陸地だ、陸地を土地といふふうには考へております。陸地は何であるかと申しますと、それは地球の表面で海を除いた部分である。従つて陸地の中にあつて湖沼、河川等の深淺、そういうふうなものの測量は當然この法律に含まれておる、こゝういふふうには考へております。

○村瀬委員 一應これで打切りまして、海上保安廳の方がお見えになつてからいたします。

○淺利委員 本案に關しましては質疑の途中でございますが、都合によりましてこの程度にとどめ、後刻続行することにいたしましたと思ひます。では速記をとめて。

(速記 中止)

○淺利委員 速記を始めてください。

○淺利委員 次に建設省の機構改革に關する件を議題といたします。内閣委員会において審議中の建設省設置法の一部を改正する法律案に對する本委員会の態度を決定したいと存じます。たゞいま委員長の手もとに修正動議に對する發言の通告があります。

鈴木委員

○鈴木(仙)委員 建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、次のように修正されたいと思ひるのであります。

本法案は日本再建の基盤として、國土省または公共事業省として總會

的國土計画を實施できるより一大修正を要すると認むるも、この際少くとも運輸省、商工省両省の改組に關連して、港灣及び電源開発の二部門は、建設省主管となすべきことを至當と認められるにつき、特段の御考慮を煩わしたく、別紙修正意見を添附して申し入れます。

一、道路行政の統一を明確にすること、運輸省設置法案第二十八條九号及び第五十一條十五号の道路運送に關し、道路の調査及び研究に關することを削除すること。

二、港灣に關する事務を建設省所管とすること。運輸省設置法案中、港灣に關する條項を削除すること。

三、水力発電事業に關する事務を建設省所管とすること。通商産業省設置法案中、水力発電に關する條項を削除すること。

建設委員会委員長 淺利 三朗
内閣委員会委員長 齋藤隆夫殿

○淺利委員 たいだいまの鈴木委員の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○淺利委員 御異議ないものと認めます。それではさうとりはからいます。

○淺利委員 次に建設法案を議題といたします。本案につきましては前會において質疑を終了いたしております。念のために申し上げますが、建設法案中印刷の誤りがあります。第九條第七号中「工事内容の変動」とありますが、印刷の誤りでありませうので、「変動」を「変更」に訂正するように申して参りました。

これより討論に入ります。討論の通告があります。池田峯雄君。

○池田(峯)委員 私は日本共産黨を代

表いたしました。この建設業法案に對して反対の意見を申し述べたものであります。

日本の土木建築業者といふものに實際不正はつきものように言われております。實際芦田元総理大臣と鹿島組であるとか、鉄道工業株式会社との關係とか、あるいは日本建設協会の主要なメンバーが西尾元國務大臣に数十万円を献金をしたといふような、有名な問題等が巷間に喧傳されておりました。あるいはまた不当財産取引委員会等で問題になつた事件で、土業者が關係している事件はきわめて多いわけでありまして、従つてこれら大土業者と高級官僚、あるいはある政界幹部との結合によるこの不当利潤獲得に對しましては、國民の側から猛烈なる反對、糾弾の聲が上つたことは御承知の通りであります。そこで本法案の提案の理由といたしまして、悪質業者の排除、建設工事の適正な施工、健全なる業者の育成のためとつたわけであるのでありますけれども、はたしてこの法律によつてその目的をいささかなりとも達成することができ得るであらうかといふと、私は断じていなと答へざるを得ないのであります。この場合小建築業者の中に悪質業者がたゞさんあるといふようなことが、本委員会で問題となりませんでしたけれども、この小建築業者が悪質でないし、不正な工事を行なはなければならないといふようなことも、実はその原因は建設業者そのものにあるのではなくして、外部的原因が非常にあります。これは政府が補助を出して、そつして住宅営團でつくつた建築物などにはいたしましても、非常にお粗末な普請をしており

まして、まだ三、四年しかたつていない今日、屋根は落ち、天井は落ち、床は落ち、柱は曲つてゐるといふような建築物がたゞさんある次第であります。これはすなわち需要者がこれだけの請負金でやれ、これだけでやつてもらいたい、これは片務契約といふようなことが問題となつておられますけれども、あなたがちそういう問題のみでなく、需要者が金がないこれだけで何とかやつてもらいたいといふようなところから、勢い工事がお粗末になつて来る。すなわち日本の経済のやみとインフレといふものが現在の工事をお粗末にしている、あるいは建築業者が不正をやむを得ずやらしてしまつていふような、そういうところの原因があるのではないかと、これは日本の政界政治、あるいは官僚機構に深くその根を落してゐるのであります。時の権力者はその権力を利用して、業者に法外な利潤を供給し、その代償として多額の政治献金を求め、あるいは豪華な邸宅、品物を贈與する、こういう例は決して少くないのであります。こういう点を徹底的に排除することなくしては、建築業者、建築業界から不正を排除するといふようなことは、はなはだ不可能であるといふふうな考えざるを得ないのであります。請負契約、監督統制、金銭支拂い等をめぐつて、かような醜聞係が存在するといふことは、これは中央地方を通じて、ほとんど常識的な公然たる事実でありまして、またこれは不斷に再生産されておるのであります。すなわちこれは日本の官僚統制、こういうものを根本から改革せざる限り、たとい法律においてどのような措

置を講じようとも、こういう点をなくすることは不可能であると思つております。でありますから本法案が業者の登録を行い、ふるいにかける、片務契約をよりよいものに改め、監督を厳重にするといふ、困りますのは中小の建築業者であります。従来から中央や地方の政治権力と密接な關係を持つておられる、何らの制限も拘束も受けないばかりでなく、この中央建設審議会あるいは都道府県建設審議会に参加してしまつて、ますます特権的な存在を強化することになるかと考へる次第であります。特に昨今終戦処理費による工事が減少し、公共事業費の削減、地方財政の破綻による工事量の激減、支拂ひの遅延、一般建築物の減少等、土建事業の全面的な繁栄を期し得ない状態に追い込まれておる現状であります。いな中小土建におきましては現在まづたく破滅の淵に迫り込まれておるものもたゞさんあるのであります。かかる土建業者の悪条件下におきまして、大部分官僚と大資本と大土業者によつて構成されるであらうといふことが十分想像されるこの建設審議会なるものは、工事を独占し、悪の花、毒きのこの温床になるといふことも、今後言をまたないところでありまして、でありますから、私はこの審議会の委員の半数以上は労働組合や農民団体、あるいは市民団体の代表者、すなわちこれはほんとうの利用者である眞の需要者によつて構成し、半数は土建労働組合あるいは土建業者の職員組合及び中小土建業者の代表によつて占めることによつて、大土建と官僚の圧迫騷擾から中小業者を解放し、働く者の監視、監督

によるこの眞に適正公明な工事の施行を進め、初めて公共の福祉に沿うことができる信ずるのであります。本法案にはこういう点がうたわれておりません。さらに特権的少数大企業と人民收奪機構のための警察費とか、裁判所の費用であるとか、こつた國費を徹底的に削減いたしました。大々的に公共事業に向けて行くことをやりますならば、土建業の健全なる発達を期してまづべきものがあると思はれますがゆえに、本法のごとく官僚独占を強化し、一部特権業者のみを利得せしめんとする政府原案に對しましては、共産黨を代表し、また全國の多くの眞面目な土建業者の聲も代表いたしまして、反對論をする次第でございます。

○淺利委員長 次に高田彌市君。
○高田(彌)委員 本建設業法案は、建設事業の重要性及び建設業の現状からいたしまして、きわめて時機を得た法案と存じますが、第三條第一項の輕微なる工事は三十万円以下とすべきであること、建設業の保護育生のため請負契約の是正に資するため標準契約約款を早急につくり、建設工事契約の範を示すべきこと、建設業審議会の運営にあつては、特に民主的に行い、官僚独占あるいは業者代表委員の工事独占にならぬよう留意するとともに、さらに信用保証制度あるいは工務士制度等の確立のため活発なる活動をすべきこと等の希望意見を述べまして、民主自由黨を代表いたしまして本案に全面的に賛成するものであります。
○淺利委員長 次に笹森順造君。
○笹森委員 私は新政治協議会を代表

しまして反対の意思を表明していただきます。反對の理由の第一は、この制定の理由であります公共の福祉。尊重は新憲法の根本精神でありまして、これは國民が自発的になれて、これに徹底せしむるようすすべきでありまして、一々本案のような法律で定め行くといふことは、かえつて國民の自覚を促す上に適當と考へられませんか。またその工事の良否、施行行程の適否等につきましても、これは当事者間の良心的かつ技術的な要素がありますることと必要とします。この努力によつて相互の信頼が根本的に進んで行くことを必要と考へられます。こゝういふ意味でこの立法はかえつて國民が法に依存するような習慣を醸成して、良識、良心、あるいはこの公共の福祉を進めて行かなければならぬといふ自然的な発生と発達を妨げるもののように考へられます。

第二に、登録制は業者に手續上の非常な煩わしさを與へまして、特に中小規模の建築業者に對しましては、非常な不便と業界における圧迫を感ぜしめることになると心配されます。またこの登録は、一面において形式的な資格をつくり上げることに終りまして、表面的にできました資格によつて、實質的にかえつて注文者を誤らしめるようなことを保しがたいような心配があるのであります。その上また官僚行政の弊を増すようなおそれもあると考へられます。

第三に、請負契約の公正は、業者に對する多年の評價を参考として、かつ相互の道德的な信頼によるべきものであると考へられます。

最後に第四として、あえて審議会を

またこれが実現の一日も早からんことを期待するものでありますけれども、本法案に對しましては、次の理由から反對せざるを得ないのであります。その要点をよく簡単に申し上げます。

一つは水防團の組織及び運営上の点であります。運営上の点はこまかになりませんが、この際省略いたします。本法案を見るに、都道府縣知事の指定を受けない市町村は任意ということにはなっておりませんけれども、原則としては水防活動の組織主体とも申しましようか、いわゆる水防團の設置を予定されておるのであります。ここに見られる水防團の活動対象としてあげられておる主たる事項は、従来水防團によつてなされておる活動事項とほとんど同一である。すなわちダブツているものが多いのであります。かような点を考へてみる場合に、現政府が何ゆゑに現行消防法の整備強化をはかつて、水災害対策の完全を有する方法を採用しなかつたかという点について、私は了解に苦しむものであります。従つて、政府があえて本法案を消防法と別個に單獨法案として提案いたしましたことは、機構の複雑化、通俗的にいうならば、屋上屋を架するようないたずらなる機構にじりにすぎない、私は考へるのであります。かりに今日の水災害の重要性にかんがみまして、根本的立法を試みんとするといつたとしても、現行消防法はそのまゝに存続せしめて、今度は水防法を制定するといふ部分的な対策を骨子とする立法はやめて、水災害は言ふまでもなく、火災、震災等、一切の災害の防止、あるいは対策を織り込んだ総合的統一的立法こそ現下の急務であり、現

下の要請にこたへるゆゑんであると、私も考へておるのであります。これが反對の第一の理由であります。

次は費用負担に關する点であります。本法案は第三十二條及び第三十三條において、水防管理團體及び都道府縣の費用負担について規定を持つておるのであります。これによれば、もし市町村が水防事務の処理のために水防團を設置する場合はもちろんのこと、一たび指定水防團に指定されますと、当該市町村はこれに要する費用の大部分を負担する建前になつておるのであります。これでは諸経費の膨張の上に、貧窮にあへいでいる町村財政、ことに経済九原則実施の過程において、地方配付税は半減を見ておるし、公共事業費として計上するべきはずの國庫負担もまたはなはだしき削減にあつて、水防團の維持存続さえもあやぶまれる現状において、さらに別個の機構を新設して費用を負担せしめることは、その趣旨のいかんにかかわらず、地方財政を破綻に追い込んで、現実にむしろ本法案の趣旨に逆行する結果になるおそれなしとしないのであります。そこでわれわれは、水災害の重要性にかんがみまして、かりにわれわれの主眼するところに、水害、火災、震災等、あらゆる災害を総合統一した立法を試みる場合においても、これに要する費用のごときは、基本的には政府の責任においてまかなわなければならないと考へるものであつて、この点において本法案は致命的欠陥を有するものであると思つておるのであります。

以上述べましたほかに、いろ／＼こまかい点にわたつて、議論の余地は多々残されておりますけれども、この

際省略して、右主たる点だけを指摘いたしまして、本法案に反對の表明するものであります。

なお一言つけ加えておきたい点は、災害防止のために氣象觀測の施設を拡充することが先決的條件であると思つておるのであります。これに對するところの用意もないのであります。これに對しましても私も本法案の反對の理由としたしておるのであります。

○淺利委員長 次に、瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 私は民主自由党を代表いたしまして、二、三の希望意見を付して、本法案に賛成の意を表するものであります。

本法案は、第一條にも明定されておりますように「洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。」といつたしておるのであります。このことは、現下わが國においてきわめて重要なことであります。現在の法制におきましては、消防組織法、並びに消防法にその活動の基礎を置いておるのでありますけれども、現行法律におきましては、その法律の体系が、主として消防に重点を置いておるように見受けられるのであります。水災に關しましては、單に二、三の規定を置いて、法律上これを輕視しておるがごとく観を呈しておるのであります。この点にかんがみまして、この法案が提案されたといふことがよく了解できるのであります。きわめて重要な水災に對しまして、法的の根柢をつけるということは、その活動に對しまして熱意を示す根本になる、かように考へておるのであります。ただ問題は、各党派の方々も

心配されております通り、消防團のほかに水防團を置くということについてであります。しさいはこの法案を研究いたしますと、第五條にありますが、防機關によつて水災の防除をする、また災害の救済をするということに原則が相なつております。それによつてどうしても十分に果し得ないときに、やむを得ざる方法として水防團を置かなければならない、また指定管理團體以外においては、その實際に即應して置くことができるということになつておりますので、法は運用のいかんにより、各自治團體において、その時宜に適切な処置をとることができるのであります。すなわち、あなたがこの点において混乱を來すといふことはないと思ひますけれども、法律が字句によつて動くといふ場合もありませんから、政府におきましては、本法案の精神をよく下部末端まで滲透していただきまして、消防團と水防團との混乱を來すことのないやうに、よろしき指導をお願いいたします。これが第一の希望であります。

さらにまた、先ほども地方行政委員會からの申出もございました通りに、きわめて財政窮乏の折柄であります。地方公共團體の当然負わなければならないところの責任ではありますけれども、本法案の眞の効果を現わすためには、財政的の根柢がなければならぬのであります。その点は十分なる御用意と、好結果をもたらすやうに、適切な処置をしていただきたい、こゝろであります。

さらにまた、ただいまも社会党的意見が出ましたが、本法案は現在における特別な手段としてやられたと私は考

えるのであります。本来ならば、この法律にも書いてあります通りに、消防機關によつてこの目的を達することができない場合は水防團とあるのであります。近き將來において、統一せる防災法というやうなものをぜひ立案、提案されんことを希望いたします。

さらに、これは当然のことではあります。が、根本的な対策を樹立するといふことが、この法案を生かすべき最大のゆゑんであると、かように考へております。政府当局におかれましては、年々つづつて参りますところのわが國の水災における災害を未然に防ぐといふ偉大な計画と、それを実行せんことを切に希望いたします。この法律が將來不要になるやうな、きわめてよい日本の状態にしなければいけないといふことを望みまして、この法案に賛成するものであります。

○淺利委員長 次に、村瀬宣親君。

○村瀬委員 私は民主自由党を代表いたしまして、本法案に反對をいたすものであります。申すまでもなく、わが國のごとき災害のはげしい國におきましては、國土再建の基礎となるものは、水害を未然に防止する施策を講ずるとともに、一たび災害が発生すれば、強力なる水防組織を整備して、水防活動を強力に実施せねばならないことは、これは当然であります。しかしながら、本法案を見ますと、この法案が種々の災害對象から、特に火災のみを分離していること、わけても指定水防團たる市町村に對し、既設の消防組織から獨立した水防團を設置すべしとする變則的規定を設けていることは、今までできて

おりました消防組織の水災に対する無力
ないし不適当視を前提とするがごとき
感じを起さずものでありまして、消防
団員の士氣を高揚するゆえんでない
思ふのであります。特に狭小な地方町
村の場合におきましては、かりに水防
團を設けるといたしまして、明らかに
水防團員たる者は従来の消防團員と
多くその人的構成を重複することにな
るのであります。町村自治上ただに
消防組織に屋上屋を架するにとどまる
ものであると思ふのであります。こと
にこの法案が水防團の新設に重点を置
かれておることを考えまするときに、
いさゝかその設置は任意であるとか、
今までやつておるところへ都道府県知
事が指定するにすぎないとかいふ議論
がありまして、私は今の時期として、
この法案にはまず反対をいたしたいの
であります。

第二点といたしましては、地方財政
の負担を考慮せずしてこつこつと法
案をつくるべきでないという観点あり
ます。これは本二十四年度の予算を知
らない者ならばともかく、われわれが
責任の位置にあつて、地方財政を最も
虐待した二十四年度予算を通した本年
度におきまして、さらにその上地方に
負担を負わすことわかつておるこの
法案を、今ただちに設けるということ
に賛成はどうしてもできないのであり
ます。いわんや毎年水害に悩まされま
して、直接その責任の任に立つており
ます全園町村長の会長が、当然水防に
対する施設は喜んでこれを受けねばな
らない立場であるにもかかわらず、反
対の意見書を提出しているゆえんも、
実にここにあると思ふのであります。

以上のをもつて民主党を代表しての反

対の意見といたします。
○浅利委員長 次に、天野久君。
○天野(久)委員 私は民主党を代表
いたしました、希望条件を付して本案に
賛成をいたします。

まず第一に希望いたしましたことは、
わが國が水害のために年々悩まされて
おきまして、水防上いさゝかな施設の
必要なことは申すまでもありません。
しかしそれでは今まで水防はそのまま
捨てておいたのかと申しますと、さ
あらずして、各地方における消防團が、
全責任を負うて水防の衝に當つてお
たのであります。ここに突如として水
防法をこしらへまして、もしこのため
に地方の消防團といきさつができるよ
うなことがありますならば、この法
案が出たために、かえつて水防を阻害
するようなことがある。この観点か
ら、地方における消防團との摩擦、い
わゆる屋上屋の形をつくらずして、む
しろ消防團を活用いたして、しかしし
本法案を有効に水防のために利用す
る、この点についてほんとうに十分な
る注意を拂つていただきたい。

それから次に、第九條を見ますと、
水防團員は河川及び海岸を視察い
たして、危険箇所があるならば、た
だちに申し出でなければならぬ、こ
ういたしてあります。しかし申出をい
たすことはごく簡単であります。が、
せつかく申出をいたしまして、その申
出に対して施工をいたさなかつたなら
ば、何にもなりません。今の現状にお
きまして、地方財政は、まず窮迫
に陥つておられますが、この場合申出が
ありましたら、ただちにこれを施工い
たす準備があるかどうか。ないとい
たしますならば、この申出に対してた

だちに施工ができる準備を完備いたし
てもらいたい。
それからいま一つ、この二十三條、
二十四條を見ますと、水防に対して
縣知事及び建設大臣が指示することが
できるとは書いてありますが、河川
の水防に対しては、往々にして対岸は
それ／＼利害が相反するものでありま
す。ここにあらためて水防團が設置さ
れますと、その水防團の任に當りま
した者は、自村の水防に汲々とい
し、今より一層その施設に込めたる注
意を拂うといふことは、当然の結果で
あります。対岸の水防が完備いたしま
すれば、それは反対側の水防がもろ
くなる。こういう結果になつて参りま
して対岸同士の間争いが深刻になつて
参るといふことは、これ自然の結果で
はないかと存じます。この場合に、甲
の方が堤防を築くは新設いたし、あ
るいは強化いたして、水を反対側に向
けるような施設をいたす。そういたし
ます場合には、反対側は危険を受け
る。また反対側でもそれをやる。自然
に川は狭まる。あるいはそのために、
非常に被害を受けるような結果になる
ことは、往々にしてありがちでありま
すので、この点につきまして、いま少
し／＼つかりとした、大きな観点から対
岸双方の利害をならみ合せて、しつこ
かりした指示をする機関を設けてもら
わないと、せつかく出た水防法案が争
いごとがあつてはならぬと存じます
ので、この点にも格段の注意を拂つて
いただきたいと存じます。

なお最後に、いま一つ希望条件とい
たしましては、今わが國の災害は、火
災もひんびんとして起きます。また水
害もありまします。あるいは天災地変
もありまします。これを一括して、し
かしてその住民がこれを未然に防ぎ、
完全に守り通す機関をこしらへるので
なくてはならぬと存じます。ただ水防
のみをとり上げて、ここに一つの法案
をこしらへてみましても、わが國の災
害が完全に防ぎ得るとは考え得ないの
でありますので、これらに対する総合
した、完備した、いい法案をこしらへ
て、これに當るといふことが最も必要
ではないか。こういう機会に、災害に
対する全般にわたる防衛体制を整える
法案を考えていただきたいと存じま
す。

以上希望条件を付しまして、本案
に賛成いたします次第であります。
○浅利委員長 次に池田峯雄君。
○池田(峯)委員 私は日本共産党を代
表して、本法案に絶対反対するもので
あります。
私は、この法案が本委員会に提出さ
れましたときに、往時軍部、官僚が横
暴をきわめておりましたときのあのや
り方を、ふと連想せざるを得なかつた
次第であります。すなわち彼らは、や
まと魂、あるいは皇國精神、滅私奉
公、一億玉碎等の言葉を盛んに使用い
たしまして、雨あられと降り注ぐ爆
弾、焼夷弾に対して、ばけつと火たた
きで対抗せよ、対抗できると指導し、
原子爆弾に対しては白い着物を着よ、
敵の本土上陸に対しては一人一殺、竹
やり戦術を唱導した、あのやり方が、
そのまま本法案の中に生かされてい
るというのを指摘することは、私は決
して困難ではないと思ひます。本法案
の提案理由には、こつこつとつておりま
す。「御承知の通り近年洪水による災

害は激増の一途をたどり、昭和二十三
年度のごときは、公共土木施設の被害
のみでも五百億圓に上つております。
一方治水の根本対策たる河川砂防費用
は、國家財政の現状より思うにまかせ
ないありさまで、このまま放置いたし
ますならば、洪水の害は遂にとどまる
ところを知らないであらうと考へられ
ます」云々。すなわち今や國土の荒廢
その極に達し、本年度のごとき僅少な
る公共事業費をもつてしては、本年予
想されるところの大水害、この被害を
とらえて防止することができない現状
にあることを、政府自身認めているの
であります。しかも吉田内閣の力で
は、この被害を未然に食いとめること
は不可能である。政府は政府の任務を
全うすることができない。税金は遠慮
なく取上げるけれども、公共事業費の
大部分を特權大企業、少数の大企業の擁
護に傾け盡さなければならぬ。こ
ういつた民自覚政府の性格としては、荒
れ果てた國土を顧みることがない。
そこで政府が考え出したのがこの水防
法である。往年の防空訓練さながら
の、竹やり、ばけつとの戦術であるの
であります。しかもこの水防に要する費
用は、当該水防管理団体が負担するとい
うふうの規定されておき、政府の責
任は毫末も規定されていないのであり
ます。しかも市町村、あるいは市町村
組合、水防予防組合に対しては、
その区域における水防を十分に果すべ
き責任を有するといふふうの規定され
ておる。一体現在の地方公共団体に、
かような経費をまかない、しかもその
責任を十分に果すことができる経済的
基礎があるでありませんか。地方の

害は激増の一途をたどり、昭和二十三
年度のごときは、公共土木施設の被害
のみでも五百億圓に上つております。
一方治水の根本対策たる河川砂防費用
は、國家財政の現状より思うにまかせ
ないありさまで、このまま放置いたし
ますならば、洪水の害は遂にとどまる
ところを知らないであらうと考へられ
ます」云々。すなわち今や國土の荒廢
その極に達し、本年度のごとき僅少な
る公共事業費をもつてしては、本年予
想されるところの大水害、この被害を
とらえて防止することができない現状
にあることを、政府自身認めているの
であります。しかも吉田内閣の力で
は、この被害を未然に食いとめること
は不可能である。政府は政府の任務を
全うすることができない。税金は遠慮
なく取上げるけれども、公共事業費の
大部分を特權大企業、少数の大企業の擁
護に傾け盡さなければならぬ。こ
ういつた民自覚政府の性格としては、荒
れ果てた國土を顧みることがない。
そこで政府が考え出したのがこの水防
法である。往年の防空訓練さながら
の、竹やり、ばけつとの戦術であるの
であります。しかもこの水防に要する費
用は、当該水防管理団体が負担するとい
うふうの規定されておき、政府の責
任は毫末も規定されていないのであり
ます。しかも市町村、あるいは市町村
組合、水防予防組合に対しては、
その区域における水防を十分に果すべ
き責任を有するといふふうの規定され
ておる。一体現在の地方公共団体に、
かような経費をまかない、しかもその
責任を十分に果すことができる経済的
基礎があるでありませんか。地方の

害は激増の一途をたどり、昭和二十三
年度のごときは、公共土木施設の被害
のみでも五百億圓に上つております。
一方治水の根本対策たる河川砂防費用
は、國家財政の現状より思うにまかせ
ないありさまで、このまま放置いたし
ますならば、洪水の害は遂にとどまる
ところを知らないであらうと考へられ
ます」云々。すなわち今や國土の荒廢
その極に達し、本年度のごとき僅少な
る公共事業費をもつてしては、本年予
想されるところの大水害、この被害を
とらえて防止することができない現状
にあることを、政府自身認めているの
であります。しかも吉田内閣の力で
は、この被害を未然に食いとめること
は不可能である。政府は政府の任務を
全うすることができない。税金は遠慮
なく取上げるけれども、公共事業費の
大部分を特權大企業、少数の大企業の擁
護に傾け盡さなければならぬ。こ
ういつた民自覚政府の性格としては、荒
れ果てた國土を顧みることがない。
そこで政府が考え出したのがこの水防
法である。往年の防空訓練さながら
の、竹やり、ばけつとの戦術であるの
であります。しかもこの水防に要する費
用は、当該水防管理団体が負担するとい
うふうの規定されておき、政府の責
任は毫末も規定されていないのであり
ます。しかも市町村、あるいは市町村
組合、水防予防組合に対しては、
その区域における水防を十分に果すべ
き責任を有するといふふうの規定され
ておる。一体現在の地方公共団体に、
かような経費をまかない、しかもその
責任を十分に果すことができる経済的
基礎があるでありませんか。地方の

害は激増の一途をたどり、昭和二十三
年度のごときは、公共土木施設の被害
のみでも五百億圓に上つております。
一方治水の根本対策たる河川砂防費用
は、國家財政の現状より思うにまかせ
ないありさまで、このまま放置いたし
ますならば、洪水の害は遂にとどまる
ところを知らないであらうと考へられ
ます」云々。すなわち今や國土の荒廢
その極に達し、本年度のごとき僅少な
る公共事業費をもつてしては、本年予
想されるところの大水害、この被害を
とらえて防止することができない現状
にあることを、政府自身認めているの
であります。しかも吉田内閣の力で
は、この被害を未然に食いとめること
は不可能である。政府は政府の任務を
全うすることができない。税金は遠慮
なく取上げるけれども、公共事業費の
大部分を特權大企業、少数の大企業の擁
護に傾け盡さなければならぬ。こ
ういつた民自覚政府の性格としては、荒
れ果てた國土を顧みることがない。
そこで政府が考え出したのがこの水防
法である。往年の防空訓練さながら
の、竹やり、ばけつとの戦術であるの
であります。しかもこの水防に要する費
用は、当該水防管理団体が負担するとい
うふうの規定されておき、政府の責
任は毫末も規定されていないのであり
ます。しかも市町村、あるいは市町村
組合、水防予防組合に対しては、
その区域における水防を十分に果すべ
き責任を有するといふふうの規定され
ておる。一体現在の地方公共団体に、
かような経費をまかない、しかもその
責任を十分に果すことができる経済的
基礎があるでありませんか。地方の

害は激増の一途をたどり、昭和二十三
年度のごときは、公共土木施設の被害
のみでも五百億圓に上つております。
一方治水の根本対策たる河川砂防費用
は、國家財政の現状より思うにまかせ
ないありさまで、このまま放置いたし
ますならば、洪水の害は遂にとどまる
ところを知らないであらうと考へられ
ます」云々。すなわち今や國土の荒廢
その極に達し、本年度のごとき僅少な
る公共事業費をもつてしては、本年予
想されるところの大水害、この被害を
とらえて防止することができない現状
にあることを、政府自身認めているの
であります。しかも吉田内閣の力で
は、この被害を未然に食いとめること
は不可能である。政府は政府の任務を
全うすることができない。税金は遠慮
なく取上げるけれども、公共事業費の
大部分を特權大企業、少数の大企業の擁
護に傾け盡さなければならぬ。こ
ういつた民自覚政府の性格としては、荒
れ果てた國土を顧みることがない。
そこで政府が考え出したのがこの水防
法である。往年の防空訓練さながら
の、竹やり、ばけつとの戦術であるの
であります。しかもこの水防に要する費
用は、当該水防管理団体が負担するとい
うふうの規定されておき、政府の責
任は毫末も規定されていないのであり
ます。しかも市町村、あるいは市町村
組合、水防予防組合に対しては、
その区域における水防を十分に果すべ
き責任を有するといふふうの規定され
ておる。一体現在の地方公共団体に、
かような経費をまかない、しかもその
責任を十分に果すことができる経済的
基礎があるでありませんか。地方の

害は激増の一途をたどり、昭和二十三
年度のごときは、公共土木施設の被害
のみでも五百億圓に上つております。
一方治水の根本対策たる河川砂防費用
は、國家財政の現状より思うにまかせ
ないありさまで、このまま放置いたし
ますならば、洪水の害は遂にとどまる
ところを知らないであらうと考へられ
ます」云々。すなわち今や國土の荒廢
その極に達し、本年度のごとき僅少な
る公共事業費をもつてしては、本年予
想されるところの大水害、この被害を
とらえて防止することができない現状
にあることを、政府自身認めているの
であります。しかも吉田内閣の力で
は、この被害を未然に食いとめること
は不可能である。政府は政府の任務を
全うすることができない。税金は遠慮
なく取上げるけれども、公共事業費の
大部分を特權大企業、少数の大企業の擁
護に傾け盡さなければならぬ。こ
ういつた民自覚政府の性格としては、荒
れ果てた國土を顧みることがない。
そこで政府が考え出したのがこの水防
法である。往年の防空訓練さながら
の、竹やり、ばけつとの戦術であるの
であります。しかもこの水防に要する費
用は、当該水防管理団体が負担するとい
うふうの規定されておき、政府の責
任は毫末も規定されていないのであり
ます。しかも市町村、あるいは市町村
組合、水防予防組合に対しては、
その区域における水防を十分に果すべ
き責任を有するといふふうの規定され
ておる。一体現在の地方公共団体に、
かような経費をまかない、しかもその
責任を十分に果すことができる経済的
基礎があるでありませんか。地方の

財源はほとんど中央に吸収されてお
ります。地方配付税の配付率は、削減さ
れております。二十二年、二十三年の
災害復旧、あるいは六・三制の学校建
築のために、莫大なる負債を負つてお
る現状であります。さらに自治警察
費、教育費等、これは当然國庫で負担す
べきものを地方自治体が負担し、一方
地方産業の疲弊もようやくその極に達
しようとしておりますときに、政府は
災害防除のための費用をとつてやるこ
とができない。お前達で責任をもつて
やれ、もし堤が切れても災害が起きて
も、それはお前たちの責任だぞと言わ
ねばかりの法案がこの水防法案とい
わなければならぬのであります。また
團員の定員、服務規則等は、市町村の
條令で定めることになつております
が、消防團に入つておるだけで非常な
負担になつておることであります。か
ら、半ば強制的に團員に組織されるこ
とになるでございましょう、仕事を休
んだ場合でも、それに対する報酬とい
うような点も全然考慮されず、特に水
防作業のために負傷し、あるいは病氣
にかかり、または殉職したというよう
な場合における規定も明確にされてお
りません。こういう殉職者に対しまし
ては、当然本法において國庫が何らか
の処置をとるといふような規定がなけ
ればならぬのでありますけれども、
これが市町村の條令で定めることにな
つておりますために、現在の地方財政
の疲弊した状態から見ますならば、き
わめて僅少な涙金になるであらうとい
うことは明らかであります。従つて職
時中のある國家總動員法の徵用令と同
様に、強制的に一般住民が政府の責任
を逆に轉嫁されて、肉彈となつて

水の中に飛び込み、命を捧げる責任を
負わせられることになるであらうとい
うことが考えられるのであります。
さらにまた、本法案におきまして、
水防團と警察署の關係であります。第
十五條に主として市町村でありませ
んが、水防管理者は、水防のため必要が
あると認めるときは、警察署長に対し
て、警察官または警察吏員の出動を求
めることができることになつておりま
すけれども、この場合に、水防作業全
般の指揮権は何ら明確にされていな
いのであります。この場合十数箇町村
を管轄し、独自の通信網を持ち警察権
を持つものが当然優位に立ち、事実上
警察権の指揮下に入るようになるで
あります。民自党政府の企圖してお
りますアツシヨ政策が、ここにもそ
の若芽を出しておるというふうに私は
考えるのであります。水害はかような
一片の法律によつて防止できるもので
は絶対にありません。近代の科学兵器
に竹やりで対抗すると同様、あたらし
うとい人命と努力と資材を、いたずら
に荒れ狂ひ自然の猛威の蹂躪にまかせ
るのみであると思ふのであります。共
産党は、大企業、独占資本の擁護のた
めの経費を全面的に削減いたしましたし
て、財源を減らし、公共事業費を大々
的に増額いたしました。國土の復興に
充當すべきこと、これをまず第一現在
の政府がやらなければならぬという
ことを要求いたしました。本法案に反
對の意を表明する次第であります。

が特に必要でありますことは、何人も
これを痛感せざるを得ないのでありま
す。しかるに本法案はその根本的対策
になつておるようには考えられませ
ん。すなわち本法案のごとくに、市町
村に從來の消防團のほかにも水防團を新
設せしめて、重い責任をこれに負わせ
んとするがごときことは、いたずらに
窮乏しております地方の財政負担を増
し、かつ機構を複雑にし運営を滞滞せ
しむるおそれがあるのであります。も
しも本法が假に強行せられたとしま
すならば、よつてもつて起る今後の弊
害、並びに起るであらうと考えられ
ます。權災地民の不平が、今から予想せ
られるのであります。よつてむしろ公
共事業費を國家がその必要限度にお
いて増額し、もつて水防の根本的な指
導を講ずべきであります。それが望
みがたい間は、むしろ現在の消防團の
組織及び機構を一層合理的に整備し
て、その経費には機動性をを持たせて、
もつて一段の効率を上げるのが適當と
考えるのであります。

以上理由によりまして本法案に反
對をいたします。
○淺利委員長 これにて討論は結局に
いたしました。採決いたします。本案
に賛成の諸君の御起立を願います。
〔賛成者起立〕

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。
○淺利委員長 次に屋外廣告物法案を
議題に供します。
本案についても、前会において質議は
終了いたしております。これより、討
論に入ります。討論の通告がございま
す。前田榮之助君。

○淺利委員長 次に屋外廣告物法案を
議題に供します。
○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

○淺利委員長 起立多数。よつて本案
は原案通り可決いたしました。

する場合には、少数意見を保留することをここに言明いたしました、反対の意見を表すものであります。

○浅利委員長 次は大西弘君。

○大西(弘)委員 私は民主自由党を代表して、屋外廣告物法案に絶對賛成の意を表するものであります。

第一、本法の第一條に掲げてあるところの美觀風致を維持する、この目的であります。日本の新憲法下における今日の現状は、まづたく觀光日本として自他ともに賞讃され、許されておる今日にあらざりし美觀風致を害する現状を見たときに、まことに嘆かわしい事柄が点々として目前に現われておるのであります。なるほど民衆運動あるいは労働運動等の表示に対して、こゝういふことを制限することは、それを圧迫するかのように見える節もありますが、これは見解の相違であつて、さういふ意思表示は一枚のポスターを張つて、それが万人に見え、万人に納得できるものでけつこうなのであります。しかるに今日の廣告の事情は、同じ文句のものを何百枚も張りつらねるといふあの現状こそ、まことにもつて取締りの必要があると、私はかように信じて疑わないのであります。ゆゑに本法案こそまことに時代に適したものでありまして、この法案の罰則の第九條に、三條から九條までの規定に基く條例には罰金のみを課することに於ておりましたが、私はこの規定こそ輕きに失するものだと考へておるものであります。今日の事情から考へてみて、私は本法案に心から賛成するものであります。

○浅利委員長 次は池田峯雄君。

○池田(峯)委員 共産党は、現政府が往年の治安維持法、あるいは治安警察

法、あるいは帝國憲法の條文を非常に小さきみにいたしました、つまりよろいの上に法衣をまとうあの清盛の故知にならう粉飾に苦心しながら、こつそりとすべての法案の中に忍ばせて來ることに對して、徹底的に反對をいたすものであります。本法案はかような意圖が明らかに看取されますがゆゑにこの政府原案に絶對反對を表明するものでございます。

この法律は、美觀風致維持、公衆に對する危害防止といふきわめて漠然たる範圍に基きまして、都道府縣條例による一定の地域内の屋外廣告物の表示を制限ないし禁止することができるといふ、憲法第二十一條に保障されている一切の表現の自由を束縛せんとするきわめて重大なる法律でございます。政府委員の説明によりますと、美觀風致の維持を必要と認める区域内において、すべての屋外廣告物に対して制限ないし禁止の処置をとることができるといふけれども、個々の廣告物の内容については制限ないし禁止するようなことははないといふ御返答でありましたが、本法第五條には「廣告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について禁止又は制限することができ」といふことになつておりますから、もし内容について制限または禁止せんとする意思をもつてこの第五條を適用せんとするならば、あらゆるもの、あらゆる場所を禁止ないし制限することはきわめて容易なものであります。また政府委員の説明によりますと、美觀風致を維持するに必要

な地域内においても、当然例外は認められなければならないといふ御返事で

ありましたから、極端に申しますと、かりに、日本全國を美觀風致維持の必要な区域と都道府縣が認めた上で、あるものは例外として存置を認め、あるものは禁止し制限するといふことも、あながち不可能ではないのであります。公衆に對する危害といふような範圍につきましても、また同様のことが言へると思ふのであります。従つてこれは現政府のきわめて陰險な、反人民的意圖がこの法文中に隠されておるといふことを、われわれは絶對に見のがすことができないのであります。今全國で大きな問題になつておる公安條例の問題、これに對しては、基本的人權の蹂躪だといつて一大反對運動が起つておるのであります。つまり労働組合運動の街頭行進を制限し、集會を制限せんとする各都道府縣の公安條例に對して、大きな反對運動が巻き起つておるのであります。この現実、この事実こそ、今審議中のこの法案がだれのために使われるかといふことが、きわめて明々白々であります。すなわち今吉田内閣の政策が刻々破綻に瀕し、労働者、農民、市民、大多数の人民大衆がよやく現政府に批判と反對の機運を色濃くして來たことに不安を感じましてこれら國民の自由なる意思の表現を奪わんがために、すなわちあの接吻や裸踊りの看板、エログロ廣告などを取締るのではなくて、まさに共産党、労働党、社会党、労働組合、農民組合等のビラ、ポスター、プラカードまで禁止制限せんとするにあることは、きわめて明らかであると思ふのであります。

かつて治安維持法が制定されましたときに、この適用は單に凶惡無比なる

共産主義者に對してのみという政府の説明でありましたが、しかし治安維持法は共産主義者ばかりでなく、多くの社会改良主義者、進歩的学者、自由主義者、ブルジョア、民主主義者も、この法律によつて逮捕され、監禁され、投獄されたのであります。あるいはまたあのドイツ・ワイマール憲法がヒットラーによつて蹂躪されたいきさつを考へますならば、美觀風致といふ耳ざわりのいい概念から憲法の一隅が崩れ落ちまして、基本的人權が次々とはぎとられ、遂にはこの民主主義の傳統も、黙れといふあの軍部官僚の一喝によつて、軍部の鼻息をうかがわなければならぬといふやうな、さういふでくのぼる議員にならないと、だれが保証できるでございましょうか。

私は民主主義を守り、憲法で保障された國民の權利を守るために、この法案に絶對反對するものであります。

○浅利委員長 次は増田連也君。

○増田(連)委員 現在実施されております廣告物取締法は明治四十四年制定されたもので、すでに三十八年といふ長い日子を経過しておりますので、今の時代に適さないことはもちろんであります。ここにおいて今回の屋外廣告物法案が提出されたゆゑんであらうと思ひます。

私は民主主義を代表いたしました、本案に賛成するものであります。

○浅利委員長 次は天野久君。

○天野(久)委員 私は民主主義を代表いたしました、本案に心からの賛成をいたしました。

先ほど來聞いておりますと、各党の方々が廣告はまず政党的宣傳だけであるやにお考へになつておるのではな

いかと思ひます。決して私はさういふものでないと存じます。先ほど來言われましたが、わが國は觀光日本として立たなければならぬ國であり、しかも人間として住む上には、すつきりしたきれいな、いやみのない所に住むといふことは、人間万人の要望であると思ひます。今かりにこの議場の表門を出たはりつてある。一体だれが氣持よく見ましようか。あれははつきりと、きれいなやつたならば、だれが見ても非常に氣持よく感じましよう。はつた方々はその廣告を見たら氣持がいいかもしれませんが、しかし万人が氣持よく見るのでなければ、廣告價值もおそらくなからうと存じます。従つてわが國が觀光國として立ちまするには、この法律を制定いたし、しかしして風致美觀を整えて世界万邦の人を迎へるといふことが、わが國として最も望ましいことではないかと存じますので、どうかこの法案を制定いたし、利用する上においては、決して政党的の圧迫や、一部の政党的の利用にまかせずして、風致美觀を整えて保持いたして、さうして日本は世界におけるつばな國であるとし、われわれ民族は敗れたりといへどもやまと民族として世界に優秀の民族であることを自負して、われわれはともに美しく清く住みたいと存じますので、この法案に心からの賛成をいたします。

○浅利委員長 次は笹森順造君。

○笹森委員 新政協協議會を代表して、私は本案に賛成いたします。理由を簡単に申し上げます。明治四十四年の制定にかかる屋外廣告物法は、新憲法及び地方自治法の新精神に基いて、

先ほど來聞いておりますと、各党の方々が廣告はまず政党的宣傳だけであるやにお考へになつておるのではな

根本的に改正せらるべきものとす本法案の趣旨は当然と考へるのでありま

す。すなわちこれが布政を、官廳命令から全國一般に通ずるよりに法律化する

ことをもいとをいたしまして、都道府縣の條例に譲つたといふことは意

味のあることと考へます。また單にこれを美觀維持及び公衆に対する危險を

防止するといふことにとどめまして、廣告物の内容に触れないといふことは

自由の原則に沿ひ一段の進歩であると思へます。ただその實際の適用にあつ

たよりに、新憲法に保障された國民の意思の表明は自由で、しかも健全にな

されること、これが最も大事であるといふ点、ここに当事者が留意せられることを要

望いたしましたして、本案に賛成をいたし

ます。

○淺利委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案に

賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○淺利委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。以上三案に

関します報告書の作成並びに提出手続等

に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ござ

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なしと認めまして、さ

うより先刻に引続きまして測量法案を議

題といたし、質疑を継続いたします。当

局側は建設省關係のほか、海上保安廳より水路局長が出席されてお

ります。それでは通告順によつて行

います。村瀬君。

○村瀬委員 海上保安廳の方にお伺い

いたします。測量法案という表題より

いたしましてまず感じますことは、

すべての測量がこれに統一されてお

るかどうかといふこととあります。陸地

測量部といふものがありましたが、陸

地とも土地とも何とも書いておらな

い測量法案であります。そこでわれ

は今日の日本の事勢よりいたしまして、

すべて統一的に効率的に機構を改善し、

能率を上げて行きたいといふことを申

しておるものであります。建設省の設置を多年主張して來ておるゆえんも

ここに於けるのであります。測量につ

きまして、できることならば日本の全部の測量を一つにまとめるというこ

とが、技術の点におきましても、また人員、資材その他あらゆる面において

も、今日必要なのではないかと思つて

おります。ところで水路測量の方にお

きましては、別途いろいろな歴史もあるようでありますが、今海上保安

廳の方に所屬しておるようでありま

す。もちろん海上の測量にはロイドル

ール等を適用しなければならぬ点も

あります。また主として船によつて特殊な測量を必要とするのであり

ます。陸地の測量とはおのずから限界があるとも

も言えるのであります。同時にこれが統合いたしましたら、種々の便益も生じて参ると考へるので

あります。この点に對して参ります。海上保安廳の御意見をお伺いたします。○須田政府委員 水路局長としてお答

え申上げます。実は水路の測量とい

うものと陸地の測量といふものは、も

とも両方が重なる点は海岸だけであ

ります。それでこの測量法の第一に土

地の測量をするということがあります

ので、その土地を陸地と解釈すれば、

これでもつてすべての測量を統轄する

という意味にはならないと考へます。

それから水路測量の業務と、今陸地測

量の方でやつておる業務と非常によく

似ておると申しておられますが、一部

に水路測量の方は、單に地形の測量だ

けでなしに、いろいろ海の現象の測

量をやつております。それらの点が違

つておるのであります。それから海上

保安の立場から申しますと、海上保安

廳の中に水路局が入つておるゆえんは、

まつたく航海の安全を保障しようとい

う考へておるのであります。少

くとも海上保安廳の水路局長としては

両方を一緒にするといふことには對し

ては、賛成することはちよつと困難

ではないかと存じます。これはちよつ

と委員長にお聞きしますが、一科学技

術者としての意見を述べてさしつかえ

ありませんか。

○村瀬委員 それが聞きたいのです。

○須田政府委員 ただ測量に關する一

科学技術者としての立場からこうい

うことを申し上げることはできます。

それはつまり測量の方面において、非

常に両方とも類似のところがある。潮

汐の観測も行ふ。實際図をつくるのに

は、製図、製版、印刷等において、よく

共通の点がある。これらの点を考慮に入

れますと、両者とも一語になるという

ことは、人員、経済、科学技術の方面

等から見まして、非常に都合のいいこ

とではないかと存じます。以上であり

ます。

○村瀬委員 科学者の良心に基かれま

して、非常に率直な御意見を承ること

ができましたことは、セクシヨナリズ

ムに十重二十重に囲まれております今

日の官界におきまして、非常に見上げ

た感じがいたすものであります。ただ

いまの御答弁もあつたことであります。

もし、この際はこれでやむを得ないか

も申しませんが、これは内海政務次官

に伺つておきたいのであります。こ

こに表題も測量法とあつて、土地とも陸

地とも何も書いてない、りつばなもの

ができておるのでありますから、將來

すべて海であるが陸であろうが、この

一つの測量法によつてすべてのものが

できるというふうな、法律も機構も技

術陣も御統合になるお考えがあるかど

うかを承りたいと思ひます。

○内海政府委員 今度制定いたします

この測量法というものは、水路測量も陸

地に關する限りこの法律を適用して何

らさしつかえないことになつておるの

であります。従來は陸地測量標條例

が明治三十三年法律二十三号で出て

おるのであります。これらによつてや

つて参つたのであります。今度の

法律によつて測量法を水路測量に利用

する場合には、一、二の字句を修正す

ればよろしいことになつておるのであ

ります。いわば陸地測量の一步前進

といふような法律をつくつたやうなこ

とになつておるのであります。従いま

して將來において陸地と水路とを同一

にして、この法律のもとにやつて行き

たいという考へは持つております。

○淺利委員長 それでは本日はこの程

度にとどめまして、質疑は次会に続行

いたします。

本日はこれにて散会いたします。な

お明日は午後一時から開きます。

午後零時五十三分散会

〔参照〕
建設業法案（内閣提出）に關する報告書
水防法案（内閣提出）に關する報告書
屋外廣告物法案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年六月四日印刷

昭和二十四年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局